

平成29年1月26日

平成29年度の裁判官の合同研修について

司法研修所第一部教官室

本書面の使い方	2
---------	---

【説 明 編】

第1 合同研修の全体像	4
1 判事・判事補の合同研修	4
(1) 裁判系	4
(2) 導入系	5
(3) 基盤系	6
2 簡易裁判所判事の合同研修	7
(1) 裁判系	7
(2) 導入系	7
第2 判事・判事補の各段階に応じて参加できる研究会等	8
1 左陪席クラス（未特例判事補）	8
2 右陪席クラス（特例判事補・判事）	9
3 裁判長クラス（判事）	11

【資 料 編】

資料1 合同研修（種類別）

資料2 合同研修（時系列）

資料3 平成29年度裁判官研修実施計画カレンダー

※ 末尾に、平成29年度裁判官研修のイメージ（図）を添付しています。

本書面の使い方

1 はじめに

- (1) 社会の変化に応じて紛争解決の困難性が高まる中で、「裁判の質」を確保するためには、「広い視野を持ち、自ら考えて事案の本質を深く洞察する力」が一層重視されるようになったといえます。

そして、「裁判の質」を確保するためには、このような広い視野や深い洞察という判断の質を支える部分のみならず、組織、部全体として事件処理に関わるという考えの下、組織や部を活性化し、合議体による充実した合議が行われ、書記官や家裁調査官等の一般職員との十全な連携が行われることもまた不可欠です。

裁判官が、求められる資質・能力を習得し、その力量を向上させていくためには、上記のような点を意識しつつ、日々の事件処理に対する真摯な取組を積み重ねること、各自が目標とする裁判官像を描きつつ、自らの資質・能力の向上を目指して、主体的・自律的に不断の自己研さんに励むことが必要です。

司法研修所において実施する合同研修は、このような裁判官の自己研さんを支援することを主たる目的としています。

そのような観点から、自己研さんの支援を目的とする研修に参加することが自らの能力等の向上につながることを意識して、応募型の研修については積極的に応募するようにしてください（もとより、応募に当たっては、担当職務の状況等も踏まえるようにしてください。）。

- (2) 司法研修所における合同研修は、これまで、①職務導入研修等（新たな職務等に就いた際の研修）、②基本分野系研究会（基本的な裁判分野に関する研修）、③専門分野系研究会（専門的な分野に関する研修）、④基盤系研究会（一般的資質・能力を高めるための研修）とされていました。

今般、司法研修所は、研修のテーマや主たる対象者をより分かりやすくする観点から、研修の系統や分野に沿って、以下のとおり、合同研修の体系を改めて整理しました。

新しい研修体系においては、裁判官の合同研修を、「判事・判事補の研修」と「簡易裁判所判事の研修」に分け、「判事・判事補の研修」については、①

裁判系（事件の分野別の研修），②導入系（新たな職務等に就いた際の研修），③基盤系（一般的資質・能力を涵養するための研修）の3系統に，「簡易裁判所判事の研修」については，①裁判系，②導入系の2系統に整理しています。

それぞれの系統別の研究会に関する詳しい説明については，後記の説明編の該当部分を御覧ください。

2 本書面の使い方

本書面は，説明編と資料編に分かれています。

- (1) 説明編では，第1で合同研修の全体像について説明し，第2で判事・判事補の合同研修について，左陪席クラス（未特例判事補），右陪席クラス（特例判事補，判事），裁判長クラス（判事）の段階ごとに参加できる研究会を整理して記載しています。

第1では，合同研修の位置付けが確認できます。第2では，裁判官各自に係する箇所等を参照することにより，①必ず参加しなければならない研究会はあるか，②応募できる研究会は何かなどが確認できます。各クラスは，一番を念頭に置いたものであり，高裁に所属する裁判官は，自己の年次等を踏まえて関係する箇所等を参照してください。

なお，本書面に記載した参加対象者等は，現段階における一応の目安です。具体的な応募条件等については，研究会実施の4か月前を目処に高等裁判所を通じて参加者を募集する際に改めてお知らせしますので，応募に当たってはその際に配布される資料を確認してください。

- (2) 資料編では，各研究会について，種類別及び時系列で整理した表を載せており（資料1，2），各研究会の詳しい内容や，応募型の研修かどうかなどが確認できます。また，カレンダー（資料3）は期日簿に挟むなどして，適宜参照してください。

第1 合同研修の全体像

1 判事・判事補の合同研修

判事・判事補の合同研修を、①裁判系、②導入系、③基盤系の3系統に整理しています。

- ① 裁判系（事件の分野別の研修）
- ② 導入系（新たな職務等に就いた際の研修）
- ③ 基盤系（一般的資質・能力を涵養するための研修）

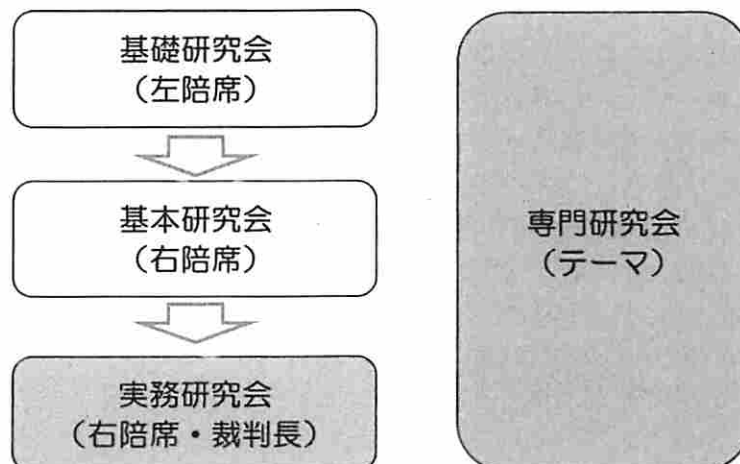
（1）裁判系

裁判系の研究会は、裁判事務に関する応募型の研修です。

研究会の主たる対象者に応じて、民事、刑事及び家裁の事件分野ごとに、

- ① 基礎研究会（左陪席クラスを主たる対象とするもの）
- ② 基本研究会（右陪席クラスを主たる対象とするもの）
- ③ 実務研究会（裁判長・右陪席クラスを主たる対象とするもの）
- ④ 専門研究会（テーマを定めて実施し、特定のテーマについて研究・討議するのに適した裁判官を主たる対象とするもの）

の4類型の研究会を実施しますので、応募する際の目安にしてください。



事件分野ごとの基礎・基本・実務・専門の各研究会については、資料編末尾の平成29年度裁判官研修のイメージ（図）も参照してください。

(2) 導入系

導入系の研究会は、以下のとおり、一定の年次に達したときや、新たなポストに就いたり、一定の役割を担うようになった際の導入を目的とする研修であり、年次・ポストによる研究会は、原則として対象者の全員が参加する指名型の研修です。

① 年次（一定の年次に達した際に行うもの）

例）新任判事補研修，判事補基礎研究会，判事任官者研究会

② ポスト（特定のポストに就任した際に行うもの）

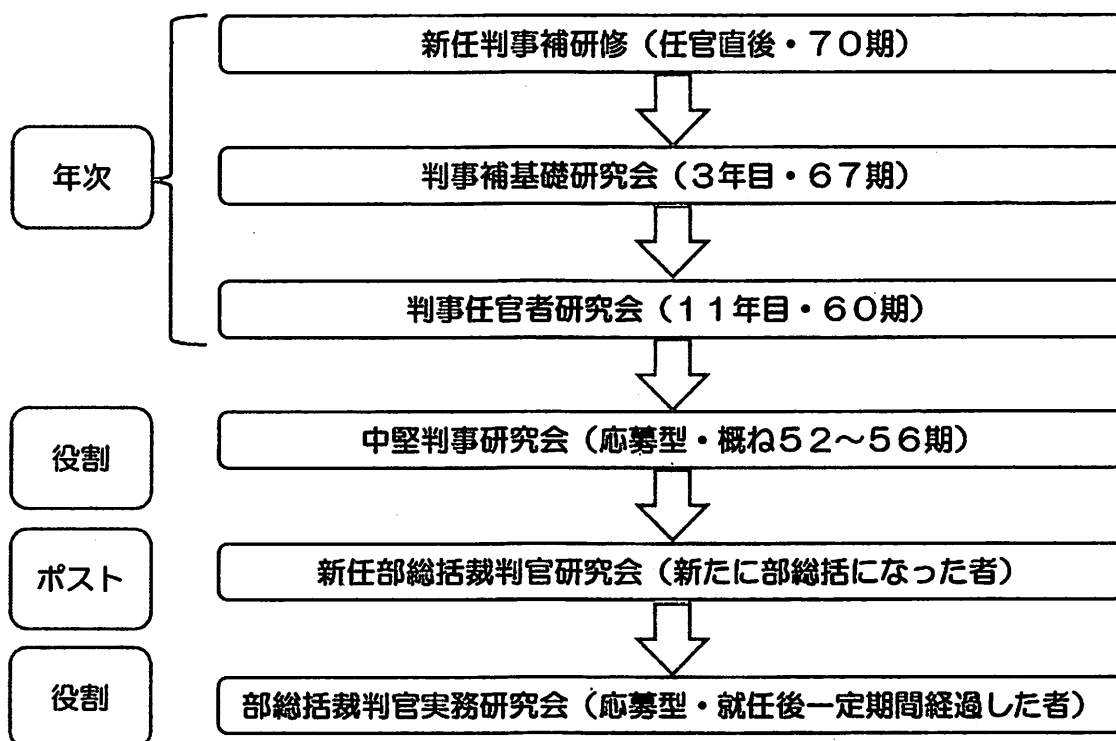
例）支部長研究会，新任部総括裁判官研究会，実務協議会

③ 役割（一定の役割が期待される立場にある者を対象として行うもの）

例）中堅判事研究会，家裁実務研究会（※），部総括裁判官実務研究会

※ 家事上席を対象とした導入系の研修として新設された研究会です。

具体的には、経験年数等に応じ、次の図に記載した各研究会に参加することになりますが、この他に、支部長（支部長研究会），家事上席（家裁実務研究会），法科大学院への派遣教員等（法律実務教育研究会），特定のポストに就いたり、役割を担うようになった裁判官を対象とする研究会があります。



(3) 基盤系

基盤系の研究会は、法律分野そのものではなく、その背景となる社会、経済や隣接領域である自然科学等に関する知見を得て、視野を広め、あるいは思考を深めることを通じ、一般的資質・能力を高めるきっかけとするための応募型の研修です。

基盤研究会 1, 3, 4
(裁判基盤)
※判事

基盤研究会 2
(知的基盤)
※57～66期

2 簡易裁判所判事の合同研修

簡易裁判所判事（以下、「簡裁判事」という。）の合同研修は、①裁判系、②導入系の2系統に整理しています。

（1）裁判系

一定年数以上の経験を有する者について、訴訟運営や個別テーマの理解の深化を支援する研修（応募型）です。

簡裁判事民事実務研究会
簡裁判事刑事実務研究会
※平成24年8月以前任官者

簡裁判事専門研究会
※平成25年8月以前任官者

（2）導入系

一定の年次に達した時の職務への導入のための研修（対象者全員が参加）です。

新任簡裁判事導入研修
新任簡裁判事研修
※任官直後及び6か月後

簡裁判事基礎研究会
※任官2年目

第2 判事・判事補の各段階に応じて参加できる研究会等

判事・判事補を対象とする研究会について、左陪席クラス（未特例判事補）、右陪席クラス（特例判事補、判事）、裁判長クラス（判事）の各段階に応じて参加することができる研究会等を整理しています（【 】内の数字は、資料1における番号を示しています。）。

1 左陪席クラス（未特例判事補）

応募が可能か、又は参加が予定されている研究会等は次のとおりです。

裁 判 系

○ 基礎研究会

金融・経済基礎研究会【1】

建築・IT基礎研究会【2】（なお、建築基礎のみ、IT基礎のみの参加も可能。以下同じ。）

医療基礎研究会【3】

行政基礎研究会【4】（行政事件担当者）

知的財産権基礎研究会【5】（67期以上）

○ 基本研究会

（民事分野）

行政基本研究会【9】（行政事件担当者）

（家裁分野）

少年基本研究会【13】（少年事件担当者）

○ 専門研究会

（民事分野）

民事通常専門研究会1（合議充実）【21】（民事事件担当者）

（家裁分野）

少年専門研究会（改正審判規則）【31】（少年事件担当者）

導入系

新任判事補研修【32】（70期・対象者全員が参加）

判事補基礎研究会【33】（67期・対象者全員が参加）

基盤系

基盤研究会2（知的基盤）【46】（66期以上）

2 右陪席クラス（特例判事補・判事）

応募が可能か、又は参加が予定されている研究会等は次のとおりです。

裁判系

○ 基礎研究会

金融・経済基礎研究会【1】（特例判事補）

建築・IT基礎研究会【2】（特例判事補）

医療基礎研究会【3】（特例判事補）

行政基礎研究会【4】（特例判事補・行政事件担当者）

知的財産権基礎研究会【5】（特例判事補）

○ 基本研究会

※ 当教官室では、判事補の間に、民事通常又は刑事の基本研究会のいずれかには必ず参加し、家事又は少年の基本研究会にも積極的に参加することが望ましいと考えています。

（民事分野）

民事通常基本研究会1，2【6，7】（55期以下）

建築基本研究会【8】（民事事件担当者）

（なお、引き続き建築実務研究会に参加することが出来る。以下同じ。）

行政基本研究会【9】（行政事件担当者）

労働基本研究会【10】（労働事件又は労働審判事件担当者）

(刑事分野)

刑事基本研究会【11】(55期以下)

(家裁分野)

家事基本研究会【12】(家事事件担当者)

少年基本研究会【13】(少年事件担当者)

○ 実務研究会

(民事分野)

金融・経済実務研究会1, 2【14, 15】(民事事件担当者)

建築実務研究会【16】(民事事件担当者)

(なお、建築基本研究会に引き続いて参加することができる。以下同じ。)

医療実務研究会【17】(民事事件担当者)

行政実務研究会【18】(判事・行政事件担当者)

(刑事分野)

刑事実務研究会1, 2(裁判員1, 2)【19, 20】(裁判員裁判担当者)

○ 専門研究会

(民事分野)

民事通常専門研究会1(合議充実)【21】(民事事件担当者)

民事通常専門研究会2(争点整理)【22】(民事事件担当者)

IT専門研究会【23】(民事事件担当者)

労働専門研究会【24】(判事・労働事件又は労働審判事件担当者)

民事専門研究会(DV)【25】(DV保護命令事件担当者)

(刑事分野)

刑事専門研究会2(新時代の刑訴法)【27】(刑事事件担当者)

刑事専門研究会3(現代刑事法の諸問題)【28】(刑事事件担当者)

(家裁分野)

家事専門研究会1(人訴)【29】(人訴事件担当者)

家事専門研究会2(後見)【30】(後見関係事件担当者)

少年専門研究会(改正審判規則)【31】(少年事件担当者)

導入系

判事任官者研究会【34】（現行60期及び新60期・対象者全員が参加）

支部長研究会【36】（初めて支部長とされた者・対象者全員が参加）

中堅判事研究会【40】（概ね52期から56期まで・応募型）

家裁実務研究会【41】（家事上席）

法律実務教育研究会1【43】（法科大学院に派遣されている判事又は判事補）

法律実務教育研究会2【44】（法科大学院に派遣されている又は派遣される判事又は判事補）

基盤系

基盤研究会1, 3, 4（裁判基盤）【45, 47, 48】（判事）

基盤研究会2（知的基盤）【46】（57期以下）

3 裁判長クラス（判事）

応募が可能か、又は参加が予定されている研究会等は次のとおりです。

裁判系

○ 基本研究会

（民事分野）

建築基本研究会【8】（民事事件担当者）

行政基本研究会【9】（行政事件担当者）

労働基本研究会【10】（労働事件又は労働審判事件担当者）

（家裁分野）

家事基本研究会【12】（家事事件担当者）

少年基本研究会【13】（少年事件担当者）

○ 実務研究会

（民事分野）

金融・経済実務研究会1, 2【14, 15】（民事事件担当者）

建築実務研究会【16】（民事事件担当者）

医療実務研究会【17】（民事事件担当者）

行政実務研究会【18】（行政事件担当者）

（刑事分野）

刑事実務研究会 1, 2（裁判員 1, 2）【19, 20】（裁判員裁判
担当者）

○ 専門研究会

（民事分野）

民事通常専門研究会 1（合議充実）【21】（民事事件担当者）

民事通常専門研究会 2（争点整理）【22】（民事事件担当者）

IT 専門研究会【23】（民事事件担当者）

労働専門研究会【24】（労働事件又は労働審判事件担当者）

民事専門研究会（DV）【25】（DV 保護命令事件担当者）

（刑事分野）

刑事専門研究会 1（裁判員）【26】（新たに裁判長として裁判員裁
判を担当する者・指名制）

刑事専門研究会 2（新時代の刑訴法）【27】（刑事事件担当者）

刑事専門研究会 3（現代刑事法の諸問題）【28】（刑事事件担当者）

（家裁分野）

家事専門研究会 1（人訴）【29】（人訴事件担当者）

家事専門研究会 2（後見）【30】（後見関係事件担当者）

少年専門研究会（改正審判規則）【31】（少年事件担当者）

導 入 系

新任部総括裁判官研究会【37】（初めて部総括判事に指名された者・
対象者全員が参加）

家裁実務研究会【41】（家事上席）

部総括裁判官実務研究会【42】（就任後一定期間を経過した者・応募
型）

基 盤 系

基盤研究会 1, 3, 4 (裁判基盤) 【45, 47, 48】

(資料1) 合同研修(種類別)

(平成29年1月31日一部変更)

第1 判事・判事補の合同研修

(平成29年9月27日一部変更)

1 裁判系(事件の分野別の研修)

(平成29年11月7日一部変更)

(1) 基礎(主たる対象者は、左陪席)

番号	応募型 ◆	名 称	実施時期	期間	人員	対象者等	概 要
1	◆	金融・経済基礎研究会	30.3.6(火) ～ 3.7(水)	2日	30	地方裁判所又は家庭裁判所の判事補	税務・会計、金融経済等に関する基礎的な知識についての講演等を行う予定
2	◆	建築・IT基礎研究会	30.3.13(火) ～ 3.15(木)	3日	30	地方裁判所又は家庭裁判所の判事補(建築基礎のみ、IT基礎のみの参加も可能)	建築、システム開発、インターネットに関する基礎的な知識についての講演等を行う予定
3	◆	医療基礎研究会	30.2.21(水) ～ 2.23(金)	3日	55	地方裁判所又は家庭裁判所の判事補	医療に関する基礎的知識についての講演や、医療機関における実地研修等を行う予定
4	◆	行政基礎研究会	29.10.2(月) ～ 10.4(水)	3日	40	地方裁判所で行政事件を担当する判事補	左陪席裁判官として行政事件を担当する際に必要となる行政法の基礎的知識についての講演や、実務上の留意点等についての共同研究等を行う予定
5	◆	知的財産権基礎研究会	30.3.6(火) ～ 3.8(木)	3日	15	地方裁判所又は家庭裁判所の判事補(67期以上)	知的財産権に関する基礎的知識についての講演や、東京地裁知財部における実地研修等を行う予定

(資料1) 合同研修(種類別)

(2) 基本(主たる対象者は、右陪席)

ア 民事分野

番号	応募型 ◆	名 称	実施時期	期間	人員	対象者等	概 要
6	◆	民事通常基本研究会 1 ※	29. 5. 30(火) ～ 6. 1(木)	3日	50	地方裁判所で民事事件を担当する、又は民事裁判に関心がある判事(55期以下)又は特例判事補	訴訟運営の方法、事実認定、書記官との連携、部等の組織運営への関与の在り方等について共同研究等を行う予定
7	◆	民事通常基本研究会 2	29. 10. 19(木) ～ 10. 20(金)	2日	40	地方裁判所で民事事件を担当する、又は民事裁判に関心がある判事(55期以下)又は特例判事補	民事通常基本研究会 1 に同じ
8	◆	建築基本研究会	29. 10. 31(火) ～ 11. 1(水)	2日	30	高等裁判所又は地方裁判所で民事事件を担当する判事又は特例判事補(引き続き、建築実務研究会に参加することができる。)	建築の専門的知見に関する講演や、建築訴訟に特有の実体法上の問題について共同研究等を行う予定
9	◆	行政基本研究会	30. 1. 30(火) ～ 1. 31(水)	2日	40	高等裁判所又は地方裁判所で行政事件を担当する判事又は判事補	行政事件を担当する際に必要となる行政法規の解釈及びそのための法令や判例の分析能力の涵養を目的に、講演や共同研究等を行う予定
10	◆	労働基本研究会	29. 12. 5(火) ～ 12. 7(木)	3日	30	高等裁判所又は地方裁判所で労働事件又は労働審判事件を担当する判事又は特例判事補	標準的な労働事件一般に関する諸問題及び審理運営の在り方等について共同研究等を行う予定

※ 一部のカリキュラムについて、裁判所職員総合研修所との合同実施を予定

(資料1) 合同研修(種類別)

イ 刑事分野

番号	応募型 ◆	名 称	実施時期	期間	人員	対象者等	概 要
11	◆	刑事基本研究会 ※	29.11.28(火) ～ 11.30(木)	3日	50	地方裁判所で刑事事件を担当する、又は刑事裁判に関心がある判事(55期以下)又は特例判事補	裁判員裁判を中心とする刑事裁判のありよう、単独事件の審理や判決の在り方、書記官との協働、部等の組織運営への関与の在り方、自己研さんの在り方等について共同研究等を行う予定

ウ 家裁分野

番号	応募型 ◆	名 称	実施時期	期間	人員	対象者等	概 要
12	◆	家事基本研究会 ※	29.11.7(火) ～ 11.9(木)	3日	50	家庭裁判所で家事事件を担当する判事又は特例判事補	家事審判、家事調停等の運用をめぐる諸問題について、共同研究等を行うとともに、組織運営的な側面を意識することを狙いとするカリキュラム等を実施する予定
13	◆	少年基本研究会 ※	29.9.13(水) ～ 9.15(金)	3日	50	家庭裁判所で少年事件を担当する判事又は判事補	少年審判における職種間連携、少年法の運用上の諸問題等について共同研究等を行うとともに、組織運営的な側面を意識することを狙いとするカリキュラム等を実施する予定

※ 一部のカリキュラムについて、裁判所職員総合研修所との合同実施を予定

(資料1) 合同研修(種類別)

(3) 実務(主たる対象者は、裁判長及び右陪席)

ア 民事分野

番号	応募型 ◆	名 称	実施時期	期間	人員	対象者等	概 要
14	◆	金融・経済実務研究会 1	29. 10. 4(水) ～ 10. 5(木)	2日	30	高等裁判所又は地方裁判所で民事事件を担当する判事又は特例判事補	企業の法務担当者が所属する経営法友会と連携して、企業活動の実情等に関する意見交換等を行う予定
15	◆	金融・経済実務研究会 2	30. 2. 14(水) ～ 2. 15(木)	2日	30	高等裁判所又は地方裁判所で民事事件を担当する判事又は特例判事補	金融や経済分野の新たな課題を裁判と関連付けて取り上げた講演等を行う予定
16	◆	建築実務研究会	29. 11. 1(水) ～ 11. 2(木)	2日	30	高等裁判所又は地方裁判所で民事事件を担当する判事又は特例判事補(建築基本研究会に引き続いて参加することができる。)	建築の専門的知見に関する講演や、建築訴訟に特有の実体法上の問題及び審理運営の在り方等について、より進んだ研究を行う予定
17	◆	医療実務研究会	29. 9. 20(水) ～ 9. 21(木)	2日	30	高等裁判所又は地方裁判所で民事事件を担当する判事又は特例判事補	医事関係訴訟事件の審理運営について、共同研究を行うほか、医療の専門的知見や実態・背景事情等に関する情報提供を行う予定
18	◆	行政実務研究会	29. 10. 4(水) ～ 10. 5(木)	2日	20	高等裁判所又は地方裁判所で行政事件を担当する判事	複雑困難化しつつある行政事件の実務上の諸問題について、高度に専門的な観点に立って共同研究等を行う予定

(資料1) 合同研修(種類別)

イ 刑事分野

番号	応募型 ◆	名 称	実施時期	期間	人員	対象者等	概 要
19	◆	刑事実務研究会 1 (裁判員 1)	29. 7. 11(火) ～ 7. 12(水)	2日	40	高等裁判所又は地方裁判所で裁判員裁判(及びその控訴事件)を担当する判事又は特例判事補	裁判員裁判にふさわしい公判準備・審理・評議・判決の在り方や、部等の組織運営の在り方等について共同研究等を行う予定
20	◆	刑事実務研究会 2 (裁判員 2)	29. 10. 25(水) ～ 10. 27(金)	3日	40	高等裁判所又は地方裁判所で裁判員裁判(及びその控訴事件)を担当する判事又は特例判事補	刑事実務研究会 1 (裁判員 1) に同じ

(資料1) 合同研修(種類別)

(4) 専門(主たる対象者は、テーマに対応した者)

ア 民事分野

番号	応募型 ◆	名 称	実施時期	期間	人員	対象者等	概 要
21	◆	民事通常専門研究会 1 (合議充実)	29.9.26(火) ～ 9.27(水)	2日	48	地方裁判所で民事事件を担当する 判事又は判事補	民事事件を担当している部総括クラス、 右陪席クラス、左陪席クラスを対象に、 具体的な事例等に基づいて、合議の在り 方に関する研究や意見交換等を行う予定
22	◆	民事通常専門研究会 2 (争点整理)	29.11.15(水) ～ 11.16(木)	2日	30	高等裁判所又は地方裁判所で民事事件 を担当する判事又は特例判事補	民事単独事件を担当している裁判官を対 象に、具体的な事例に基づいて、争点整 理手続の在り方について研究や意見交 換等を行う予定
23	◆	I T 専門研究会	30.3.15(木) ～ 3.16(金)	2日	30	高等裁判所又は地方裁判所で民事事件 を担当する判事又は特例判事補	インターネットの仕組み等の理解を深め るとともに、法的な論点等について共 同研究等を行う予定
24	◆	労働専門研究会	29.12.7(木) ～ 12.8(金)	2日	30	高等裁判所又は地方裁判所で労働事件 又は労働審判事件を担当する判事	労働事件をめぐる専門的・先端的な問 題点及び審理運営の在り方等について 共同研究等を行う予定
25	◆	民事専門研究会 (DV) ※	30.1.25(木) ～ 1.26(金)	2日	50	地方裁判所でDV保護命令事件を担当 する判事又は特例判事補	平成25年改正を踏まえたDV保護法の運 用上の諸問題を中心に、書記官との協 働等をテーマとした共同研究等を行う 予定

※ 一部のカリキュラムについて、裁判所職員総合研修所との合同実施を予定

(資料1) 合同研修(種類別)

イ 刑事分野

番号	応募型 ◆	名 称	実施時期	期間	人員	対象者等	概 要
26		刑事専門研究会 1 (裁判員)	29.4.13(木) ～ 4.14(金)	2日	30	地方裁判所で新たに裁判長として裁判員裁判を担当する判事又はこれに準じる者	裁判員裁判の現状と課題, 裁判員裁判にふさわしい公判準備・審理・評議・判決の在り方や組織運営の在り方等について共同研究等を行う予定
27	◆	刑事専門研究会 2 (新時代の刑訴法)	29.6.19(月) ～ 6.20(火)	2日	30	高等裁判所又は地方裁判所で刑事事件を担当する判事又は特例判事補	平成28年の刑訴法改正を踏まえた運用上の諸問題について共同研究等を行う予定
28	◆	刑事専門研究会 3 (現代刑事法の諸問題)	30.2.15(木) ～ 2.16(金)	2日	20 ～ 30	高等裁判所又は地方裁判所で刑事事件を担当する判事又は特例判事補	被害者, 裁判員裁判における控訴審の在り方等, 現代刑事法の重要な問題をテーマとした共同研究等を行う予定

(資料1) 合同研修(種類別)

ウ 家裁分野

番号	応募型 ◆	名 称	実施時期	期間	人員	対象者等	概 要
29	◆	家事専門研究会 1 (人訴)	29. 9. 11(月) ～ 9. 12(火)	2日	30	家庭裁判所で人事訴訟事件を担当する判事又は特例判事補	人事訴訟事件の運用をめぐる諸問題について共同研究等を行う予定
30	◆	家事専門研究会 2 (後見) ※	29. 10. 11(水) ～ 10. 12(木)	2日	50	家庭裁判所で後見関係事件を担当する判事又は特例判事補	後見関係事件の運用をめぐる諸問題について共同研究等を行う予定
31	◆	少年専門研究会 (改正審判規則) ※	29. 6. 14(水) ～ 6. 15(木)	2日	20	家庭裁判所で少年事件を担当する判事又は判事補	改正少年審判規則の運用をめぐる諸問題について共同研究等を行う予定

※ 一部又は全部のカリキュラムについて、裁判所職員総合研修所との合同実施を予定

(資料1) 合同研修(種類別)

2 導入系(新たな職務等に就いた際の研修)

(1) 年次(対象者は、任官時等の節目の年次に到達した者)

番号	応募型 ◆	名 称	実施時期	期間	人員	対象者等	概 要
32		新任判事補研修	30.1.17(水) ～ 1.23(火)	5日	未定	平成29年12月に司法修習を終え、裁判官に任命された者 (第70期司法修習終了者)	新任判事補が円滑なスタートを切ることができるように、実務への円滑な導入を狙いとするカリキュラムや自己研さんの動機付けを行うことを狙いとするカリキュラム等を実施する予定
33		判事補基礎研究会	29.6.5(月) ～ 6.9(金)	5日	未定	平成26年12月に司法修習を終え、裁判官に任命された者 (第67期司法修習終了者)	新任判事補研修のフォローアップとして、任官3年目以降の判事補を対象に、基本的な執務能力の向上や、組織運営的な側面を意識することを狙いとするカリキュラム等を実施する予定
34		判事任官者研究会	30.2.7(水) ～ 2.9(金)	3日	未定	平成19年9月又は同年12月に司法修習を終えた判事 (現行第60期及び新第60期司法修習終了者)	判事任官者を対象に、中堅の裁判官としての自覚を促し、第一審の裁判長に向けた成長の支援を目的として、組織運営的な側面をはじめとした裁判所の組織的課題を考え、裁判官としての成長への動機付けを行うことを狙いとするカリキュラム等を実施する予定
35		弁護士任官者研究会	29.4.6(木)	1日	未定	新たに弁護士から任官又は任官予定の判事又は判事補	弁護士任官の裁判官を対象に、裁判所及び実務への円滑な導入を目的とするもので、裁判官としての服務や裁判事務処理に関する説明、組織運営的な側面を意識することなどを狙いとするカリキュラム等を実施する予定

(資料1) 合同研修(種類別)

(2) ポスト(対象者は、所長、支部長、部総括等のポストに就任した者)

番号	応募型 ◆	名 称	実施時期	期間	人員	対象者等	概 要
36		支部長研究会 ※	29.5.23(火) ～ 5.25(木)	3日	未定	初めて地方裁判所又は家庭裁判所の支部長とされた者	初めて地家裁の支部長とされた者を対象に、支部の人事管理、事件管理、本庁支部間の連携その他支部の組織運営に関する基本的な理解を深めることを目的とし、支部長として組織運営上考慮すべき事項等について研究するカリキュラム等を実施する予定
37		新任部総括裁判官研究会	29.6.27(火) ～ 6.30(金)	4日	未定	初めて地方裁判所又は家庭裁判所の部総括判事に指名された者	初めて地家裁の部総括裁判官に指名された者を対象に、部のマネジメント、陪席裁判官の成長支援、職員の指導育成等、部総括の役割に関する認識を深めることを目的とし、部総括裁判官として裁判所の組織運営上考慮すべき事項等について研究するカリキュラム等を実施する予定
38		実務協議会(夏季)	29.7.13(木) ～ 7.14(金)	2日	未定	新たに地方裁判所長、家庭裁判所長又は高等裁判所事務局長を命ぜられた者	新たに地家裁の所長、高裁事務局長に指名された者を対象に、司法行政上の諸問題について協議するカリキュラム等を実施する予定
39		実務協議会(冬季)	30.2.1(木) ～ 2.2(金)	2日	未定	新たに地方裁判所長、家庭裁判所長又は高等裁判所事務局長を命ぜられた者	実務協議会(夏季)に同じ

※ 一部のカリキュラムについて、裁判所職員総合研修所との合同実施を予定

(資料1) 合同研修(種類別)

(3) 役割(対象者は、特定のポストに限らず、一定の役割が期待される立場にある者)

番号	応募型 ◆	名 称	実施時期	期間	人員	対象者等	概 要
40	◆	中堅判事研究会	29.10.16(月) ～ 10.18(水)	3日	30	高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所の判事(概ね52期から56期まで)	これからの裁判所を支えていく中堅判事として、組織運営的な側面をはじめとする裁判所の課題を考え、組織の中でリーダーシップを発揮し、後進の裁判官や裁判所職員の成長を支援していく方策等について研究するカリキュラム等を実施する予定
41		家裁実務研究会	29.7.5(水) ～ 7.6(木)	2日	未定	家庭裁判所の家事上席の判事又は判事補	家事上席を対象として、家事実務における組織運営能力の向上等を目的としたカリキュラム等を実施する予定
42	◆	部総括裁判官実務研究会	29.9.6(水) ～ 9.7(木)	2日	30	地方裁判所又は家庭裁判所の部総括判事に就任後一定期間を経過した者	地家裁の部総括裁判官の組織運営能力の向上を目的として、裁判所の組織運営上考慮すべき事項等について研究するカリキュラム等を実施する予定
43		法律実務教育研究会1	29.9.7(木) ～ 9.8(金)	2日	未定	法科大学院に派遣されている判事又は判事補	新たに法科大学院に派遣される判事又は判事補等に対し、必要な情報を提供し、共同研究等を行う予定
44		法律実務教育研究会2	30.2.20(火) ～ 2.21(水)	2日	未定	法科大学院に派遣されている又は派遣される判事又は判事補	法律実務教育研究会1に同じ

(資料1) 合同研修 (種類別)

3 基盤系 (一般的資質・能力を涵養するための研修)

番号	応募型 ◆	名 称	実施時期	期間	人員	対象者等	概 要
45	◆	基盤研究会 1 (裁判基盤)	29.7.4(火) ～ 7.6(木)	2～3 日	30	高等裁判所, 地方裁判所又は家庭裁判所の判事	法律分野そのものではなく, その背景となる社会, 経済や隣接領域である自然科学等に関する知見を広めることを通じ, 一般的資質・能力を高めるきっかけとすることを目的とする研究会であり, 1回目は自然科学に関するテーマを取り上げる予定
46	◆	基盤研究会 2 (知的基盤)	29.7.18(火) ～ 7.20(木)	2～3 日	30	高等裁判所, 地方裁判所又は家庭裁判所の判事又は判事補 (57期から66期まで)	物事をより深く考えることの重要性を認識してもらうことを通じて, 裁判に必要となる一般的資質・能力を高めるきっかけとすることを目的とする研究会であり, 参加者の自己研さんの動機付けとなるようなカリキュラムを実施する予定
47	◆	基盤研究会 3 (裁判基盤)	29.12.13(水) ～ 12.15(金)	2～3 日	30	高等裁判所, 地方裁判所又は家庭裁判所の判事	2回目は人権・障害をテーマとして取り上げる予定
48	◆	基盤研究会 4 (裁判基盤)	30.2.27(火) ～ 3.1(木)	2～3 日	30	高等裁判所, 地方裁判所又は家庭裁判所の判事	3回目は国際社会をテーマとして取り上げる予定

第2 簡易裁判所判事の研修

1 裁判系(事件の分野別の研修)

番号	応募型 ◆	名 称	実施時期	期間	人員	対象者等	概 要
49	◆	簡易裁判所判事 民事実務研究会	29.5.10(水) ～ 5.11(木)	2日	40	簡易裁判所判事 (司法修習終了者を除く。引き 続き簡裁刑事実務研究会に参加 することができる。)	主として民事分野の事件処理に関する諸問題や簡裁判 事としての在り方について共同研究を行う予定
50	◆	簡易裁判所判事 刑事実務研究会	29.5.11(木) ～ 5.12(金)	2日	20	簡易裁判所判事 (司法修習終了者を除く。簡裁 民事実務研究会に引き続いて参 加することができる。)	主として刑事分野の事件処理に関する諸問題や簡裁判 事としての在り方について共同研究を行う予定
51	◆	簡易裁判所判事 専門研究会	29.10.24(火) ～ 10.26(木)	3日	50	簡易裁判所判事 (司法修習終了者を除く。)	民事交通事件をテーマとして取り上げ、簡裁の審理に 相応しい訴訟運営や判決の在り方等に関する共同研究 や講演と意見交換等を行う予定

2 導入系(新たな職務に就いた際等の研修)

番号	応募型 ◆	名 称	実施時期	期間	人員	対象者等	概 要
52		新任簡易裁判所判事 導入研修	29.8.28(月) ～ 9.1(金)	5日	未定	平成29年度に新たに簡易裁判 所判事に任命された者 (司法修習終了者を除く。)	新たに簡易裁判所判事に任命された者に対する職務導 入研修であり、簡裁における裁判事務への円滑な導入 等を目的とするカリキュラムを行う予定
53		新任簡易裁判所判事研修	30.1.22(月) ～ 2.23(金)	24日	未定	平成29年度に新たに簡易裁判 所判事に任命された者 (司法修習終了者を除く。)	新任簡易裁判所判事導入研修の後、配属先の簡裁や、 地裁における実務研修を踏まえ、簡易裁判所判事とし ての基本的な実務知識、技量の獲得や自己研さんの動 機付けを目的とするカリキュラムを行う予定
54		簡易裁判所判事 基礎研究会	29.6.13(火) ～ 6.16(金)	4日	26	平成27年度新任簡易裁判所判 事研修の終了者	任命から2年目の簡易裁判所判事を対象とし、基本的 な裁判実務の知識、技量の向上を目的とするカリキュ ラムを行う予定

(平成29年1月31日一部変更)

(平成29年9月27日一部変更)

(平成29年11月7日一部変更)

(資料2) 合同研修(時系列)

実施順	資料1 の番号	応募型 ◆	系統	種別	名 称	実施時期	期間	備考
1	35		導入系	年次	弁護士任官者研究会	29.4.6(木)	1日	
2	26		裁判系	専門	刑事専門研究会1(裁判員)	29.4.13(木)～4.14(金)	2日	
3	49	◆	裁判系	(簡裁判事)	簡易裁判所判事民事実務研究会	29.5.10(水)～5.11(木)	2日	一部4と合同
4	50	◆	裁判系	(簡裁判事)	簡易裁判所判事刑事実務研究会	29.5.11(木)～5.12(金)	2日	一部3と合同
5	36		導入系	ポスト	支部長研究会	29.5.23(火)～5.25(木)	3日	一部総研と合同
6	6	◆	裁判系	基本	民事通常基本研究会1	29.5.30(火)～6.1(木)	3日	一部総研と合同
7	33		導入系	年次	判事補基礎研究会	29.6.5(月)～6.9(金)	5日	
8	54		導入系	(簡裁判事)	簡易裁判所判事基礎研究会	29.6.13(火)～6.16(金)	4日	
9	31	◆	裁判系	専門	少年専門研究会(改正審判規則)	29.6.14(水)～6.15(木)	2日	全部総研と合同
10	27	◆	裁判系	専門	刑事専門研究会2(新時代の刑罰法)	29.6.19(月)～6.20(火)	2日	
11	37		導入系	ポスト	新任部総括裁判官研究会	29.6.27(火)～6.30(金)	4日	
12	45	◆	基盤系		基盤研究会1	29.7.4(火)～7.6(木)	2～3日	
13	41		導入系	役割	家裁実務研究会	29.7.5(水)～7.6(木)	2日	
14	19	◆	裁判系	実務	刑事実務研究会1(裁判員1)	29.7.11(火)～7.12(水)	2日	
15	38		導入系	ポスト	実務協議会(夏季)	29.7.13(木)～7.14(金)	2日	
16	46	◆	基盤系		基盤研究会2	29.7.18(火)～7.20(木)	2～3日	
17	52		導入系	(簡裁判事)	新任簡易裁判所判事導入研修	29.8.28(月)～9.1(金)	5日	
18	42	◆	導入系	役割	部総括裁判官実務研究会	29.9.6(水)～9.7(木)	2日	
19	43		導入系	役割	法律実務教育研究会1	29.9.7(木)～9.8(金)	2日	
20	29	◆	裁判系	専門	家事専門研究会1(人訴)	29.9.11(月)～9.12(火)	2日	
21	13	◆	裁判系	基本	少年基本研究会	29.9.13(水)～9.15(金)	3日	一部総研と合同
22	17	◆	裁判系	実務	医療実務研究会	29.9.20(水)～9.21(木)	2日	
23	21	◆	裁判系	専門	民事通常専門研究会1(合議充実)	29.9.26(火)～9.27(水)	2日	
24	4	◆	裁判系	基礎	行政基礎研究会	29.10.2(月)～10.4(水)	3日	一部25と合同
25	18	◆	裁判系	実務	行政実務研究会	29.10.4(水)～10.5(木)	2日	一部24と合同
26	14	◆	裁判系	実務	金融・経済実務研究会1	29.10.4(水)～10.5(木)	2日	
27	30	◆	裁判系	専門	家事専門研究会2(後見)	29.10.11(水)～10.12(木)	2日	一部総研と合同
28	40	◆	導入系	役割	中堅判事研究会	29.10.16(月)～10.18(水)	3日	
29	7	◆	裁判系	基本	民事通常基本研究会2	29.10.19(木)～10.20(金)	2日	
30	51	◆	裁判系	(簡裁判事)	簡易裁判所判事専門研究会	29.10.24(火)～10.26(木)	3日	
31	20	◆	裁判系	実務	刑事実務研究会2(裁判員2)	29.10.25(水)～10.27(金)	3日	
32	8	◆	裁判系	基本	建築基本研究会	29.10.31(火)～11.1(水)	2日	一部33と合同

(資料2) 合同研修(時系列)

実施順	資料1 の番号	応募型 ◆	系統	種別	名 称	実施時期	期間	備考
33	16	◆	裁判系	実務	建築実務研究会	29.11.1(水)～11.2(木)	2日	一部32と合同
34	12	◆	裁判系	基本	家事基本研究会	29.11.7(火)～11.9(木)	3日	一部総研と合同
35	22	◆	裁判系	専門	民事通常専門研究会2(争点整理)	29.11.15(水)～11.16(木)	2日	
36	11	◆	裁判系	基本	刑事基本研究会	29.11.28(火)～11.30(木)	3日	一部総研と合同
37	10	◆	裁判系	基本	労働基本研究会	29.12.5(火)～12.7(木)	3日	一部38と合同
38	24	◆	裁判系	専門	労働専門研究会	29.12.7(木)～12.8(金)	2日	一部37と合同
39	47	◆	基盤系		基盤研究会3	29.12.13(水)～12.15(金)	2～3日	
40	32		導入系	年次	新任判事補研修	30.1.17(水)～1.23(火)	5日	
41	53		導入系	(簡裁判事)	新任簡易裁判所判事研修	30.1.22(月)～2.23(金)	24日	
42	25	◆	裁判系	専門	民事専門研究会(DV)	30.1.25(木)～1.26(金)	2日	一部総研と合同
43	9	◆	裁判系	基本	行政基本研究会	30.1.30(火)～1.31(水)	2日	
44	39		導入系	ポスト	実務協議会(冬季)	30.2.1(木)～2.2(金)	2日	
45	34		導入系	年次	判事任官者研究会	30.2.7(水)～2.9(金)	3日	
46	15	◆	裁判系	実務	金融・経済実務研究会2	30.2.14(水)～2.15(木)	2日	
47	28	◆	裁判系	専門	刑事専門研究会3(現代刑事法の諸問題)	30.2.15(木)～2.16(金)	2日	
48	44		導入系	役割	法律実務教育研究会2	30.2.20(火)～2.21(水)	2日	
49	3	◆	裁判系	基礎	医療基礎研究会	30.2.21(水)～2.23(金)	3日	
50	48	◆	基盤系		基盤研究会4	30.2.27(火)～3.1(木)	2～3日	
51	1	◆	裁判系	基礎	金融・経済基礎研究会	30.3.6(火)～3.7(水)	2日	
52	5	◆	裁判系	基礎	知的財産権基礎研究会	30.3.6(火)～3.8(木)	3日	
53	2	◆	裁判系	基礎	建築・IT基礎研究会	30.3.13(火)～3.15(木)	3日	一部54と合同
54	23	◆	裁判系	専門	IT専門研究会	30.3.15(木)～3.16(金)	2日	一部53と合同

(平成29年11月7日一部変更)

☐ : 你這主研修

平成29年度裁判官研修のイメージ

合同研修								派遣型研修
判事・判事補の研修						簡裁判事の研修		
裁判系				導入系	基盤系	裁判系	導入系	
基礎	基本	実務	専門					
	民事分野	民事分野	民事分野	年次	基盤 (4本)			判事補
金融・経済基礎	民事通常基本(2本)	金融・経済実務(2本)	民事通常専門(2本)	新任判事補		簡裁判事民事実務	新任簡裁判事導入	民間企業長期研修
建築・IT基礎	建築基本	建築実務	IT専門	判事補基礎		簡裁判事刑事実務	新任簡裁判事	日本銀行長期研修
医療基礎	行政基本	医療実務	労働専門	判事任官		簡裁判事専門	簡裁判事基礎	シンクタンク長期研修
行政基礎	労働基本	行政実務	民事専門(DV)	弁護士任官				判事又は判事補
知財基礎				ポスト				知財専門研修(短期)
				支部長				
	刑事分野	刑事分野	刑事分野	新任部総括				
	刑事基本	刑事実務(2本)	刑事専門(3本)	所長実務(2本)				
				役割				判事
	家裁分野		家裁分野	中堅判事			報道機関研修	
	家事基本		家事専門(2本)	家裁実務			民間企業短期研修	
	少年基本		少年専門	部総括実務			知財専門研修(長期)	
				法律実務(2本)				

※ 司法研究(民事)「地方裁判所における民事訴訟の合議の在り方に関する研究」(継続中), 司法研究(家事)「財産分与(仮)」(新規)